

## クロススマート利用規約に関する覚書（案）

クロススマート株式会社（以下、「甲」という。）と、四万十町スマート定住対策協議会（以下、「乙」という。）は、乙がICTを活用した農林水産物の販売に関する実証活動（以下、「実証活動」という。）を行うにあたり、当該実証活動が農林水産省所管の農山漁村振興交付金（地域活性化対策／スマート定住条件強化型）に基づくモデル事業であること、並びに甲が運営するマーケットプレイスサービス「クロススマート」事業（以下、「本サービス」という。）に関する利用規約（2019年3月4日制定。以下、「利用規約」という。）に定めのない契約プラン（以下、「特別プラン」という。）を適用して行うことから、本サービスの利用規約について、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

- 1 本書は、乙が四万十町内に事業所等を有する農林水産物の生産者等と共同し、甲が提供する本サービスの特別プランを適用して実証活動を行う場合に限り適用する。
- 2 本サービスの「特別プラン」とは、実証活動のために甲が定めた次の契約プランをいう。

特別プランとして定める項目	特別プランの内容
契約プラン名	四万十町スマート定住対策協議会向け特別プラン
アカウント数	50 アカウント
閲覧できる納品データの件数	無制限
見積もり提案をすることができる件数	1 アカウント当たり 10 件以内／月
利用料金（税抜価格）	50 アカウント分計 200,000 円／月
支払方法	月払い（利用月の翌月払い）

- 3 利用規約第1条第10号に規定する「サプライヤー」とは、乙が募集し承認した次のいずれかに該当する者（以下、「利用者」という。）で、かつ甲所定の手続きに従い、利用登録を申請し、甲がこれを承認した者をいう。

- (1) 町内で農林水産物の生産又は加工販売を行っている、町内に事業所を有する事業者又は生産者
- (2) 町内の地域商社※

※地域商社とは … 町内の5以上の事業者の商品（ただし、町内で生産された農林水産物又はその加工品に限る）を取りまとめ、町内外で販売活動を行う者

- 4 利用規約第3条第1項に規定する「当社の定める方法」及び同条第2項に規定する利用登録の申請は、乙を通じて行うものとする。

- 5 利用規約第4条第1項に規定する「利用契約の有効期間」及び第13条に規定する「有効期間」とは、乙が実証活動期間として定めた令和元年10月利用分から令和2年9月利用分のうち、利用規約第13条に規定する期間とする。ただし、乙は甲が目標に掲げた実証期間中におけるバイヤーの登録件数及び乙が要請した本サービスの改善点について、当初の目標を達成することが著しく困

難であると認められる時は、甲に対して予め通知した上で、契約を解除することができる。

- 6 利用規約第4条第6項に規定する「サプライヤー（利用者）が閲覧できる納品データの件数及び見積もり提案をすることができる件数」は、甲が別途定める契約プランに関わらず、甲乙間で定めた特別プランに基づく件数とする。
- 7 利用規約第5条第1項から第4項の規定（ユーザーID及びパスワードの管理）は、サプライヤー（利用者）のほか、乙に対して準用する。
- 8 利用規約第6条第1項に規定する「利用料金」及び「支払方法」は、甲がウェブサイトに表示する利用料金等に関わらず、甲乙間で定めた特別プランに基づく料金及び支払方法とする。
- 9 利用規約第10条第10項に規定する「利用の制限又は登録の抹消」は、同項に定められた期間に関わらず、乙が定めた期間内において利用頻度が著しく少ないと認められる場合は、甲が同条第1項の規定に基づき利用を制限し、またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとする。
- 10 利用規約第14条及び規約第15条に規定する「サービス内容及び利用規約の変更」は、規約の規定に関わらず予め乙に通知し、協議のうえ変更するものとする。
- 11 この覚書に関し疑義のあるとき又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

2019年9月 日

(甲) 住 所 東京都中央区八重洲1-9-9  
東京建物本社ビル5F xBridge-Tokyo  
クロススマート株式会社  
氏 名 代表取締役 西 條 晋 一 ㊟

(乙) 住 所 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号  
四万十町スマート定住対策協議会  
職氏名 会 長 井 上 義 之 ㊟